



生衛業、生衛組合は、地域の安全・安心に貢献しています

生衛法に基いて設立された生衛組合は、組合員・生衛業界のためだけでなく、利用者・消費者、地域社会、地域経済、行政にとって、重要な組織となっています。

組合員にとって

- 団体保険制度で経費節約
- 特別金利の融資制度特典
- その他様々な経費節減特典
- 最新情報入手
- 無料相談の利用
- 各種イベント参加

生衛業界にとって

- 業界代表機能
- 交際費課税の損金算入制度
- 消費税の軽減税率制度
- 受動喫煙防止対策の適用基準緩和等対策
- 民泊の条例規制上乗せ等

行政にとって

- 行政施策に対応した生衛サービス提供
- 営業者の自主衛生管理によるHACCPの推進
- 高齢者に対する支援サービスの実施
- 大規模災害時の支援協定締結等

生衛組合の重要性

地域住民にとって

- 健康・美容増進サービスを提供
- 高齢者対策など地域福祉の推進
- 安全・安心な生衛サービスを提供
- 賠償保険加入でお客様の安全・安心確保
- 利用者・消費者利益の擁護

地域経済にとって

- 生衛業は地域活性化の一翼
- 生衛業の雇用吸収力(雇用創出)
- 商店街形成の主要業種として貢献
- インバウンドの受け入れ体制整備

地域社会にとって

- 高齢者に対する生活支援サービスの提供
- 利用者交流、地域コミュニティの場の提供
- 地域文化、食文化の継承
- 暮らしやすい街・快適な街づくりを推進

都道府県生活衛生営業指導センターは生衛業の皆様と生衛組合を支援します

お問い合わせは都道府県生活衛生営業指導センターへ

| | | | | | |
|------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 北海道 | 011-615-2112 | 石川県 | 076-259-6510 | 岡山県 | 086-222-3598 |
| 青森県 | 017-722-7002 | 福井県 | 0776-25-2064 | 広島県 | 082-532-1200 |
| 岩手県 | 019-624-6642 | 山梨県 | 055-232-1071 | 山口県 | 083-928-7512 |
| 宮城県 | 022-343-8763 | 長野県 | 026-235-3612 | 徳島県 | 088-623-7400 |
| 秋田県 | 018-874-9099 | 岐阜県 | 058-216-3670 | 香川県 | 087-862-3334 |
| 山形県 | 023-623-4323 | 静岡県 | 054-272-7396 | 愛媛県 | 089-924-3305 |
| 福島県 | 024-525-4085 | 愛知県 | 052-953-7443 | 高知県 | 088-855-5100 |
| 茨城県 | 029-225-6603 | 三重県 | 059-225-4181 | 福岡県 | 092-651-5115 |
| 栃木県 | 028-625-2660 | 滋賀県 | 077-524-2311 | 佐賀県 | 0952-25-1432 |
| 群馬県 | 027-224-1809 | 京都府 | 075-722-2051 | 長崎県 | 095-824-6329 |
| 埼玉県 | 048-863-1873 | 大阪府 | 06-6943-5603 | 熊本県 | 096-362-3061 |
| 千葉県 | 043-307-8272 | 兵庫県 | 078-361-8097 | 大分県 | 097-537-4858 |
| 東京都 | 03-3445-8751 | 奈良県 | 0742-33-3140 | 宮崎県 | 0985-25-1466 |
| 神奈川県 | 045-212-1102 | 和歌山県 | 073-431-0657 | 鹿児島県 | 099-222-8332 |
| 新潟県 | 025-378-2540 | 鳥取県 | 0857-29-8590 | 沖縄県 | 098-891-8960 |
| 富山県 | 076-442-0285 | 島根県 | 0852-26-0651 | | |

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

住所 〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階

TEL 03-5777-0341 FAX 03-5777-0342

URL <http://www.seiei.or.jp>

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です



平成29年

生衛法制定・施行60周年
生衛業を守って60年

平成12年

第16次法改正
法律名称を環衛法から「生衛法」に変更

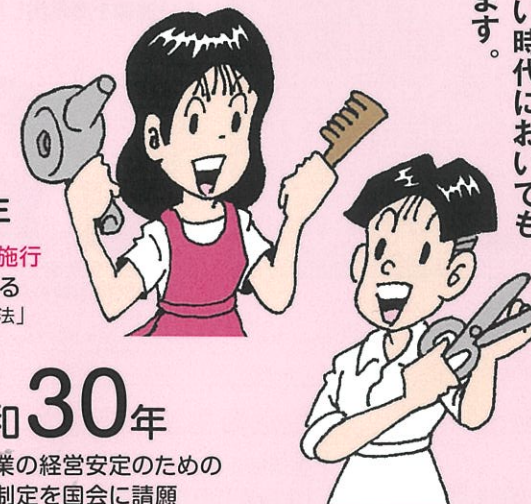


昭和54年

第8次法改正
生衛法の目的を生衛業の振興と消費者保護に改正
都道府県・全国指導センターの設立

昭和32年

生衛法6月制定・9月施行
生衛組合が設立される
※当時の法律名は「環衛法」



昭和30年

生衛業の経営安定のための法律制定を国会に請願

昭和20年代後半

低料金店の出現などで生衛業界は過当競争で社会問題化



令和元年

次の10年へ
生衛法とともに歩みます

私たちと生衛法

支えられて60年、次の10年へ!

生衛法は、私たち生衛業の営業を支援し、公衆衛生の向上を図る法律です。昭和32年に制定・施行され、平成29年に60周年を迎えました。そして「令和」。私たちは、生衛法とともに新しい時代においても利用者・消費者を擁護し、生衛業の振興を図ります。

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生営業指導センターは、衛生水準の維持向上及び経営の健全化の観点から、生衛業の皆様を支援する組織です。

生衛法の成り立ち

戦後経済復興後の昭和20年代後半、生衛業は著しい低料金店の出現などに端を発し、過当競争、長時間労働が全国に広がり社会問題化した

お客が奪われた！大変な時代になってきたなあ〜

低価格理容店

BARBER SHOP

①

こんなダンピング合戦では我々は食べていけない！経営の安定のためみんなで立ち上がろう！

休みもほしい。過当競争をなくし、生衛業者の生活を守る法律が必要だ！

②

こうして生衛業界が一丸となり、生衛業の経営安定法を求め、霞が関や国会に強く訴え続けた

生衛業者の生活を守れ！

日比谷公会堂で1万人集会。国会へデモ行進（昭和30年）

③

生衛業の皆さん！議員立法で料金や営業時間の適正化を図る法律を提出いたします

法案

④

ところが、国会では消費者団体や労働者団体などから猛反対があり、参議院では、低料金問題などの解決にはほど遠い修正案が会期末当日に可決された

料金規制は独禁法違反だ！業者保護の法律は認められない！

修正案は骨抜き法案だ！

⑤

これに対し、衆議院では会期を1日延長し、参議院修正案を否決し、衆議院の原案通り再可決した

⑥

こうして、生衛法は昭和32年6月に制定された組合の先人たちの努力と団結、繰り返しの行動力が新しい法律を産み出した

生衛法

平成29年で60歳！

生衛業の皆さまを守ります！

⑦

※生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」）

生衛組合の意義と活動

生衛法の制定で業種ごとに、各都道府県に1つ営業者の自主的組織として同業組合の設立が認められました

生活衛生関係営業（生衛業）17業種

理容・美容・興行場・クリーニング・公衆浴場・旅館ホテル簡易宿所・めん類・すし・喫茶・中華料理・社交・料理・一般飲食・食肉・食鳥肉・氷雪

①

昭和32年～33年にかけて各地で続々組合が設立され組合加入率は90%以上でした。各組合の全国連合会も誕生しました

②

生衛法制定で、組合は対外交渉力が強くなり、生衛業者の社会的地位も向上しました

理容店 美容室

月曜日 定休日

火曜日 定休日

当時、生衛組合は、衛生水準の向上と生衛業の経営の安定を図ることを目的に、料金や営業方法（休日、営業時間）に関する措置を実施することができた

③

当時の生衛業は市中銀行からの資金借入れは容易でなかった

組合の度重なる要求活動で生衛業のための金融公庫もできました

環衛金融公庫

（昭和42年）

④

組合の行動力の成果です

生衛法は昭和54年の大改正で、生衛業の振興と消費者保護が法律の目的に追加されました。指導センターが新たに設立され、生衛組合をサポートすることになりました

⑤

生衛組合は、地域の安全・安心の確保、地域の高齢化対応など社会貢献活動も実施しています

「地域の健康づくり応援」「訪日外国人の受け入れ体制の整備」「地元行政と災害地域協定の締結」など

⑥

生衛組合は地域の衛生水準の向上に貢献しているんだ皆さん！組合に加入して地域を守りましょう！

組合には、どなたでも加入でき、加入すると様々なメリットがあります！

⑦

※組合加入メリットのリーフレットもご覧ください

生衛法はこのような法律です

生衛法第1条（目的）

この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

生活衛生営業指導センターの実施事業

生活衛生営業指導センターは、「生衛法」（昭和54年第8次改正）に基づき、全国及び都道府県に、それぞれ1つだけ設立される公益財団法人です。指導センターは、衛生水準の維持向上及び利用者・消費者を擁護する見地から生衛業の健全な発達を図ることを目的として、生衛業と生衛組合に対する支援活動を実施しています。

融資の相談

長期返済で低利の「日本政策金融公庫の生衛貸付」の申込手続きなどのご相談に応じています。



専門的な相談

消費者とのトラブル、税務申告、年金問題などについて連携先の弁護士、税理士、社会保険労務士が応じています。



経営の相談

資金繰りや衛生などお店の経営全般についてのご相談に応じています。



研修会・講習会の実施

生衛業の基本的な問題やタイムリーな話題について定期的に開催しています。



行政や業界の最新情報の発信

生衛業に関連するニュースやイベント情報、タイムリーな調査研究結果などを発信しています。



苦情相談

消費生活センター等と連携をとりながら、消費者からの苦情相談に応じています。



標準営業約款（Sマーク）の策定・普及・推進

提供するサービスや商品が厚生労働省の認可基準を満たしているお店を「標準営業約款登録店」とするSマーク制度の普及・推進を図っています。



その他、災害協定など

福祉施設への奉仕など地域への支援活動、災害発生時の地域・社会貢献のため、県との協定締結などを行っています。

指導センターは生衛業の皆さまのサポーターです

どなたでも相談できます



お問い合わせ先は各都道府県指導センターへ（裏面電話番号をご覧ください）ホームページもご覧ください

〇〇県指導センター 検索

指導センターは、生衛組合への加入をおすすめしております。